

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 31 日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」の顔認証付きカードリーダーに係る「機種未定」への変更申込みに関する会員への周知について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

先般、「オンライン資格確認」の顔認証付きカードリーダー申込みに関する会員への周知について（協力依頼）（令和3年3月24日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）により、顔認証付きカードリーダーの申込みについて、「機種未定」での申込みを受け付ける旨ご連絡したところです。

本件については、すでに機種を決めて申込みをいただいている医療機関・薬局においても、その申込みが令和3年3月1日以降であれば、この「機種未定」に変更することも可能な場合がある旨お知らせしておりましたが、今般、2月1日以降の申込みについても、「機種未定」への変更を可能とすることとしましたので、下記にご配意の上、貴会会員の皆様への周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

## 記

オンライン資格確認の導入に向けた顔認証付きカードリーダーの申込みについて、すでに機種を決めて申込みをいただいている医療機関・薬局においても、その申込みが令和3年2月1日以降であれば、「機種未定」での申込みに変更することを可能としました。

令和3年2月1日から2月28日までの間に顔認証付きカードリーダーの申込みをされた方で、「機種未定」への変更をご希望される方は、4月10日（土）までに、下記コールセンターまでご連絡下さい（ポータルサイトでの変更手続きはできませんので、ご注意ください）。

令和3年3月1日以降に申し込まれた方は、4月30日（金）までに手続きをお願いします。3月31日までであれば、ポータルサイトでの変更手続きが可能です。4月1日以降は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

**【問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター】**

電話番号：0800-080-4583

メールによる問合せ：ポータルサイトの最下部「メールでのお問い合わせ」：<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp/inquiry/inquiry.html>

なお、「機種未定」として申込みいただいた後、最終的には、令和3年6月末までに機種を選んでいただきます。（仮に令和3年6月末までに機種選定をされない場合には、申込みのキャンセルとして扱わせていただきます。）

ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。  
何卒、よろしくお願いいたします。

以上

**【問い合わせ先】**

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: [suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)